

2福保保疾第1783号
2福保感事第2840号
2福保医政第1645号
令和3年1月15日

都内透析医療機関 管理者様

東京都福祉保健局保健政策部長
成田友代
(公印省略)
東京都福祉保健局感染症対策部長
武田康弘
(公印省略)
東京都福祉保健局医療政策部長
矢沢知子
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症患者等の透析医療の確保について（要請）

日頃から、都の保健医療施策に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症に感染した透析患者への医療については、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）により、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすい可能性があることを踏まえ、入院治療で対応することとなっています。

現在、新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が急増し、陽性者の受入可能な医療機関での入院が困難な状況となっております。こうした状況において、各医療機関におかれましては、下記のとおり透析医療の確保に御協力いただきますよう、よろしくお願ひします。

記

1 透析医療機関における対応

透析患者が新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、入院治療となりますが、やむを得ず自宅待機となっている透析患者においては、管轄保健所と情報共有しながら、かかりつけ医療機関である貴施設での透析を継続していただくよう、よろしくお願ひします。

2 院内感染対策の徹底

院内感染対策の徹底については、これまでも「『地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について』の周知について」（令和2年3月3日付厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）等によりお取り組みいただいているところですが、新型コロナウイルスに感染した患者が受診することから、より一層、院内感染対策を徹底してください。

新型コロナウイルス感染症の透析患者が受診する際には、他の患者との受診時間をずらす、又は待合室や診察室等を別にするなど時間的・空間的に他の患者と分離する、透析を行う際は可能な限り個室隔離を行うなどして十分な感染予防策を講じてください。

【参考】

- ・日本透析医会「透析施設における標準的な透析操作と感染予防に関するガイドライン（五訂版）」.

http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/07_manual/doc/20200430_infection%20control_guideline.pdf

- ・日本透析医会

「新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について（第4報改訂版）」
(令和2年4月3日)

http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20200402_corona_virus_15.pdf

「新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について（第5報）」
(令和2年10月8日)

http://www.touseki-ikai.or.jp/htm/03_info/doc/20201008_action_for_covid19_v5.pdf

3 問合せ先

東京都福祉保健局保健政策部疾病対策課疾病対策推進担当

電話 03（5320）4476